

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成16年9月17日

京都市長 榎本頼兼

1 都市計画を変更する土地の区域

別紙のとおり

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成16年9月17日から同年10月1日まで

(注)当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)

(別紙)

京都市中京区塗師屋町，西押小路町，船屋町，左京町，高田町，柊町，竹屋町，扇屋町，虎石町，橘町，守山町，上白山町，亀屋町，上本能寺前町，鍛冶町，式阿弥町，壺屋町，宮木町，三坊西洞院町，津軽町，神明町，長浜町，円福寺町，柿本町，宗林町，御倉町，橋東詰町，三条油小路町，烏帽子屋町，骨屋町，越後町，六角油小路町，鯉山町，橋弁慶町，亀屋町，山田町，山伏山町，占出山町，三文字町，空也町，西錦小路町，天神山町，藤西町，藤本町，螻蛄山町，炭之座町，小結棚町，観音堂町，菊水鉾町，車屋町，笹屋町，曇華院前町，綿屋町，亀甲屋町，丸木材木町，木之下町，柳八幡町，菊屋町，松下町，姉大東町，中白山町，大文字町，梅忠町，三文字町，堂之前町，御射山町，一蓮社町，元竹田町，元法然寺町，阪東屋町，西魚屋町，中魚屋町，八百屋町，瀬戸屋町，東魚屋町，西大文字町，柵屋町，鍛冶屋町，大日町，西ノ京船塚町，西ノ京西月光町，西ノ京小倉町，西ノ京東月光町，西ノ京永本町，西ノ京星池町の各一部

京都市下京区西綾小路西半町，西綾小路東半町，高野堂町，石井筒町，芦刈山町，妙伝寺町，新釜座町，矢田町，四条町，鶏鉾町，善長寺町，白楽天町，童侍者町，釘隠町，山王町，骨屋町，小泉町，上金仏町，天使突抜二丁目，八幡町，月見町，布屋町，材木町，小田切町，長刀切町，阪東屋町，御供石町，高砂町，竹屋之町，元悪王子町，神明町，高材木町，綾材木町，相之町，徳正寺町，塩屋町，八文字町，大寿町，足袋屋町，貞安前之町，扇酒屋町，上柳町，高橋町，燈籠町，因幡堂町，大堀町，玉屋町，深草町，万寿寺中之町，朝妻町，亀屋町，官社殿町，俵屋町，柏屋町，堅田町，本神明町，下鱗形町，安土町，中堂寺栗田町，西七条御前田町，西七条赤社町，西七条東御前田町の各一部

京都市山科区御陵別所町，御陵天徳町，竹鼻扇町，竹鼻木ノ本町，竹鼻立原町，音羽前出町，音羽草田町，音羽八ノ坪の各一部

京都市南区西九条島町，西九条東島町，西九条東柳ノ下町，東九条松田町の各一部

京都市右京区西院南高田町の各一部

京都市伏見区横大路三栖泥町跡町，横大路下三栖山殿，横大路三栖池田屋敷町，横
大路下三栖辻堂町の各一部